

土木行政叢書第五卷「都市計畫編」の刊行

大 和 田 好 國

筆者は大正七年の頃と覺ゆるが、都市計畫法の生みの親とも見らるゝ故池田宏氏から都市計畫法制定の必要を聞かされ其の要綱を示されたので其規定する所と都市の自治行政との關係、土木行政との連絡、文化設備（例へば劇場娯樂場の如き）との關係等諸點に付き意見を開陳した事があつた、兎に角にも大正八年四月法律第三十六號を以て公布せられた其の運用に於て例へば受益者負擔金の如き公平を期し得るか否等につき多少の杞憂を懷いたことであつた、其後大正十二年同十五年昭和六年同八年同九年に一部の改正が加へられた該法に依り都市計畫區域と定められ内務大臣に於て告示せられたる市、町の數は約七百と算せらるゝ、此法に依る都市計畫は全然地方自治團體の行政事務に放任しあらば今日の如き成績を見ることは不能であつたであらう。

此都市計畫法に依る講解が大野運治、星敏雄兩氏に依つて土木行政叢書第五卷として公刊せられた、兩著者とも其實務に管掌せられるが特に都市計畫行政界の長老とも稱せらるゝ西村輝一氏が援助せられて居るので實務者に取りて

は最良の参考書と思はるゝ該書は章を分つこと七、總論としては都市計畫の意義制度の沿革適用區域權委員會、並地方計畫及國土計畫、次に都市計畫、以下事業、財政、區劃整理訴願訴訟を説き最後實績として法の實施後二十年間に於ての都市の改造整備の上に收めたる功績をかゝけて居つて著述の用意周到なるを視る、現下政府に於て企てられて居る國土計畫がどの程度に於て都市計畫と如何なる關係をもつべきか著者のいはるゝ如く其の制度化さるゝ曉にあらざれば分明し難きも兩者の關係は重要な問題と思はるゝ、獨逸に行はれて居る國土計畫はヴェルサイユ壓制による生活圏の制限の結果として生れたもので人口政策と國防を第一義とし土地の利用労働の分配及産業の調整等國土をして合理的に整頓せしむる法である同國國土計畫局長ハンス・ケルル著作に依れば頗る複雑多岐な準備を必要とするものである、獨逸國民の如き科學的智能が發達せざるに於ては或は所期の目的を達し得られざるを憂へざるを得ない、とにもかくにも我國の都市計畫に對して國民は今日其の認識を深かめなければならぬ。

江戸川漫吟

田中野狐禪

干し網にコスモスの影揺れやます

影向の松に山門古びやう

二人話せば一人は黙し末枯野

土手埃舞ひ立つを見つ柿を斜く

秋の水を蔽へる浮藻濃き葦籠め

菊の村たま〜祭囃子かな

粉黛を知らぬ村の娘や菊日和

菊の影土に曳き居て土の色

草の花に埋もれてあり話はずむ

對岸に物煙らせて秋磴

鴉啼くや工進み居る取水塔

渡船待つ眼に面白し水の渦

荒むま〜にとざ〜れて秋の藪暗し

疲れたる顔寒む〜と秋の空

秋江に夕べの色のはや深し

紀元二千六百年祝典を壽ぎ奉りて

式殿のいとなみ清し秋陽照る 勝亮

秋の暮式殿の簷を深ふせり "

齊唱の聲秋旻に韻を引く "

宮城に歡喜の民や秋晴るゝ 苔石

盛典や式場の菊晴れやかに "

澄む空に皇禮砲の響き良き 壺蛙

萬歲旛魚紋と繪がく濠の面 "

彌榮を壽く苑や秋晴るゝ 俗水

奉祝門篝火にしるき小菊かな "

瑞氣滿ち靜かにすべる花電車 系風

宮城や絶えぬ祝賀の民去來 花南

秋陽に燦たり胸の聖紀章 文女

軒並に祝燈ゆらぎ月清し "